（エネルギー管理者の選任）

第十七条　法第十一条第一項、第二十三条第一項、第三十五条第一項又は第四十四条第一項の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二　［略］

2～6　［略］

（エネルギー管理者の業務）

第十八条　法第十一条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第十九条　法第二十三条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十条　法第三十五条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十一条　法第四十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

（エネルギー管理者の選任又は解任の届出）

第二十二条　法第十一条第二項、第二十三条第二項、第三十五条第二項又は第四十四条第二項の規定による届出は、エネルギー管理者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（エネルギー管理員の選任）

第二十三条　法第十二条第一項、第十四条第一項、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十五条第一項又は第四十七条第一項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二　［略］

2～10　［略］

（エネルギー管理員の業務）

第二十四条　法第十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十五条　法第十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十六条　法第二十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

（エネルギー管理者の選任）

第十七条　法第十一条第一項、第二十三条第一項、第三十五条第一項又は第四十一条第一項の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二　［略］

2～6　［略］

（エネルギー管理者の業務）

第十八条　法第十一条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第十九条　法第二十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十条　法第三十三条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十一条　法第四十一条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

（エネルギー管理者の選任又は解任の届出）

第二十二条　法第十一条第二項、第二十二条第二項、第三十三条第二項又は第四十一条第二項の規定による届出は、エネルギー管理者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（エネルギー管理員の選任）

第二十三条　法第十二条第一項、第十四条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第四十二条第一項又は第四十四条第一項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二　［略］

2～10　［略］

（エネルギー管理員の業務）

第二十四条　法第十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十五条　法第十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十六条　法第二十三条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成